

令和8年3月2日

各 位

日野町農林課長

令和7年度補正 地域農業構造転換支援事業の追加要望調査について

日頃は、当町農業振興に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、農林水産省は「地域計画」の目標地図に位置付けられた農業者等を対象に農業用機械等の導入支援を行う地域農業構造転換支援対策の要望調査を実施しています。

つきましては、当町における要望がある方は、期日までに調書等の提出をお願いいたします。

記

1. 「地域農業構造転換支援事業」の内容・注意点について

- (1) 事業実施地区は、「地域計画が策定されている地域」となります。地域計画記載内容と補助事業の調書については、整合性が必要です。
- (2) 事業の概要は別紙、農林水産省「要望調査用チラシ」とおおりです。なお、事業の採択にあつては、成果目標と事業関連目標を立てていただき、ポイントの高い経営体から予算の範囲内で採択されるため、必ず採択されるというものではありません。(各自で定められた目標数値は成果年度での達成が必須となりますので、各自しっかりと計画を策定してください(また、設定された目標や成果に対し、根拠資料の提出を求めます)。
- (3) 事業助成対象者は2.(1)に記載ある要件を満たす「地域計画」において目標地図に位置付けられた者です。
- (4) 導入機械の規模決定については、補助事業等の認定等の審査における農業機械の利用規模下限面積の目安一覧表(別添)とおおりです。

※機械や施設の導入が助成対象者の成果目標に直結することが必須であり、既存機械の単純更新は認められません。また、乾燥調製に用いる機械は経営規模、内容にあつたもの、作業機(アタッチメント類)は現有機に適応したサイズ等の確認が必要となりますので、別途資料の準備をお願いします。

- (5) 事業内容は要綱等の変更により助成措置に変更が生じる場合があります。

2. 「地域農業構造転換支援対策」の注意点について

- (1) 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が6割以上(中山間地は5割以上)であること、また現状を下回らないことが必要です。これらに該当しない地域計画は、現行の地域計画かブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加いただくことが必須です。

(裏面へ)

(2) 成果目標は、以下のいずれか1つを目標設定いただき、県の計画承認年度の翌々年度までに達成いただくことが必要です。

(ア) 実施地区内の経営面積を3割または、4ha以上拡大すること

(イ) 付加価値額を1割以上拡大すること

(ウ) 労働生産性を3%以上向上すること

(3) 購入に係る融資の活用は任意です。農業機械のリース導入も支援されますが、購入と併用し事業を実施することはできません。

(4) 各事業の補助率は下記のいずれか低い額です(上限額は個人1,500万円、法人3,000万円)。

購入：①＝事業費×3/10、または②＝事業費-町による助成額

リース事業：リース物件購入価格×3/7

(5) リース事業での取り組みはリース期間終了後、さらに経営面積を3割または、10ha以上の拡大が地域計画で確認できる上、達成されることが確実と判断できること等、客観的な資料をいただきます。

3. 提出書類（共通※全てご準備ください）

(1) 個別経営体調書（ご自身でデータ入力or記載済みのものを持参してください）

(2) 見積書の写し、カタログ等（事業費の確認）

(3) 令和7年の決算書（確定申告書一式）の写し（付加価値額の算出。法人経営等やむを得ない場合に限り、直近決算書の提出を認めます。）

(4) 令和7年産の水稻共済細目書（営農計画書）の写し（経営面積の確認）

(5) 助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト（助成額算定）

※該当する場合のみ

(1) 取組事業のリース計画書

※設定した目標に応じて、上記の他にも書類の提出を求める場合があります。

（例）

労働生産性の向上 ⇒決算書、労働人数のわかるもの（名簿等）

経営管理の高度化 ⇒青色申告を証明する書類、農業版BCP

環境配慮の取り組み ⇒生産計画、ほ場一覧、有機JAS認定書

経営の高度化 ⇒法人化計画、青色所申告承認申請書

労働環境の改善 ⇒労災加入証明、雇用保険被保険者証、就業規則

3. 提出期限（厳守）

令和8年3月12日（木）17時00分

※提出時、ヒアリングを実施します。

混雑している場合、後日になる可能性がありますので時間に余裕をもって来庁ください。

4. 提出先（問い合わせ先）

日野町農林課 木村

電話：52-6563